

真岡市立地適正化計画に基づき以下の行為をする場合は、
着手する日の30日前までに届出の提出が必要です！

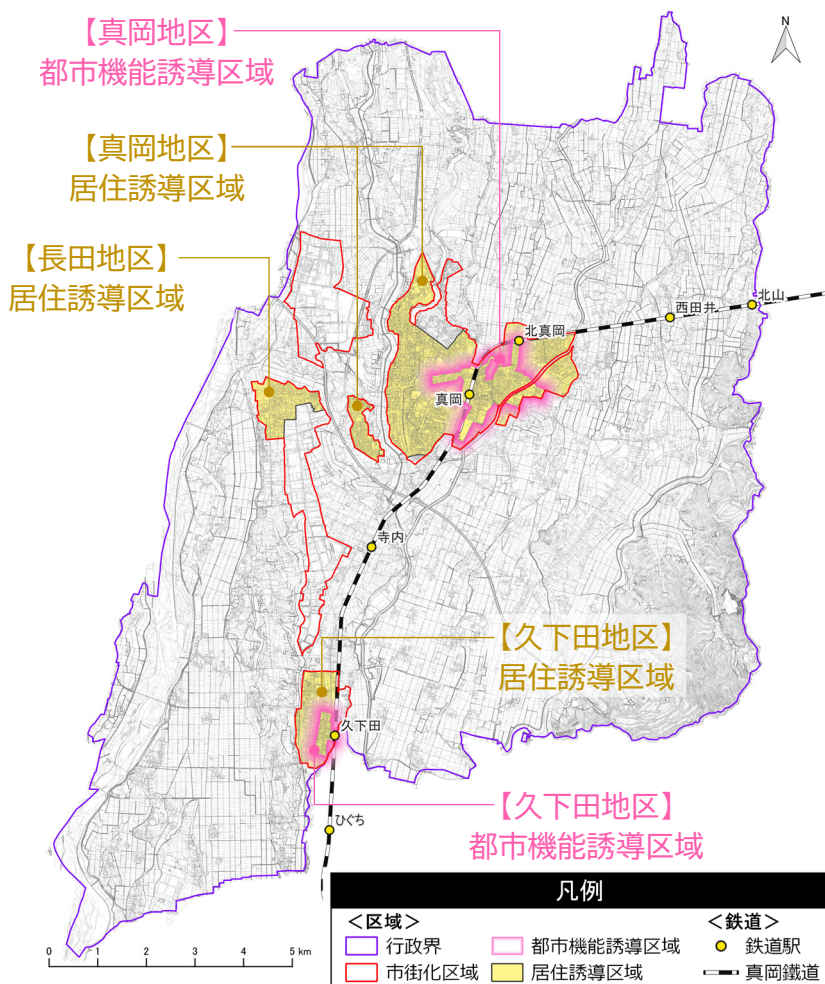
- ①居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発・建築等行為
 - ②都市機能誘導区域外での誘導施設の開発等の行為
 - ③都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止
- ※詳細は裏面を参照してください

1. 届出制度の概要

真岡市では、『真岡市都市計画マスタープラン』に掲げる「集約型都市構造(コンパクトシティ)」の実現に向け、若者からお年寄りまで多くの人にとって暮らしやすいまちを目指すため、真岡市立地適正化計画を策定しました。

立地適正化計画に基づく届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向や、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向などを市が把握するための制度です。

2. 対象となる区域(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



<対象となる施設(誘導施設)>

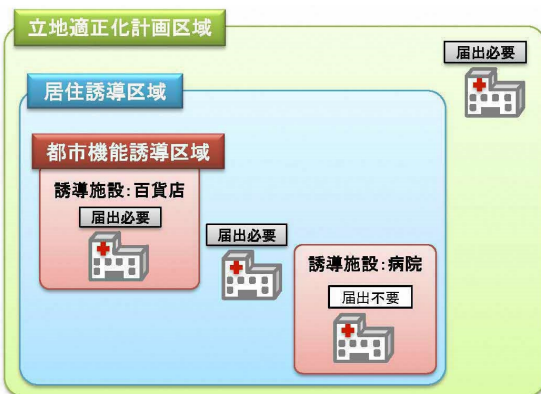
機能	施設名称	真岡地区	久下田地区
行政	市役所	●	—
	支所	—	●
福祉・介護	総合福祉センター	●	—
	地域包括支援センター	—	●
子育て	子育て支援センター	●	—
商業	延床面積 1000 m ² 以上の小売店舗	●	●
医療	病院(病床数 100 以上)	●	—
	診療所	—	●
文化・教育	図書館	●	—

●: 誘導施設に設定

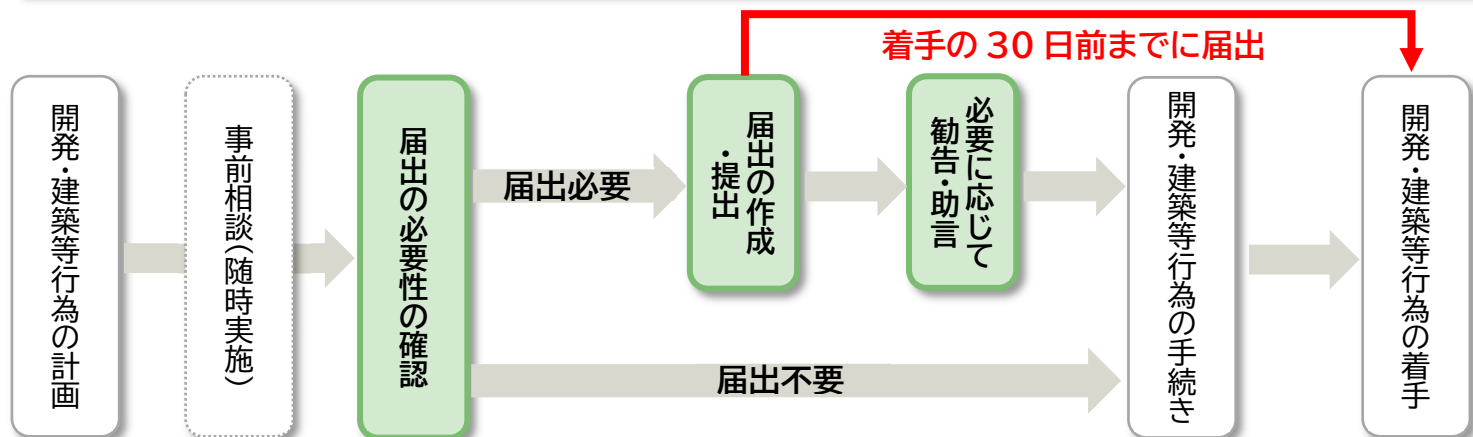
—: 誘導施設の設定なし

- ◆居住誘導区域及び都市機能誘導区域の詳細は、都市計画課窓口や市ホームページでご確認ください
- ◆誘導施設の詳細な定義については、「真岡市立地適正化計画」、「真岡市立地適正化計画届出の手引き」をご確認ください

3. 対象となる行為

居住誘導 区域外	◆開発行為 ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(寄宿舍や有料老人ホーム等) ◆建築等行為 ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(寄宿舍や有料老人ホーム等) ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合	①の例示 3戸の開発行為  届 ②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届 800㎡ 2戸の開発行為  不要 ①の例示 3戸の建築行為  届 1戸の建築行為  不要
都市機能誘導 区域外	◆開発行為 ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ◆開発行為以外 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	
都市機能誘導 区域内	◆誘導施設の休廃止 ①誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	

4. 届出の流れ



【 お問い合わせ先 】

真岡市 建設部 都市計画課 〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL:0285-83-8152

FAX:0285-83-6240

E-mail:toshikeikaku@city.moka.lg.jp